医療措置協定の協議を依頼した診療所（R6.3）

●R5.9※済

意向調査

締結「可能」

まずは、
R5.9の意向調査で、
「締結可能」と回答した診療所及び、現在「外来感染対策向上加算」の届出をしている診療所に対して、協定締結の協議を依頼する

締結「不可」

未回答

「外来感染対策向上加算」の届出をしている診療所

新規開設

●R6.3～

締結の協議

県から協議を依頼

『締結』合意
＋
『指定』同意
（第一種）
・病床確保
（第二種）
・発熱外来
・自宅療養者等医療提供

『締結』
合意しない

○医療機関から「合意しない理由」を回答

協議は一旦終了

●R6.4～R6.9

協定の締結/指定の通知

協定締結

指定通知
（第一種協定指定医療機関）
・病床確保
（第二種協定指定医療機関）
・発熱外来
・自宅療養者等医療提供

県からの協議を依頼していない診療所でも、診療所から締結の意向がある場合は、協定の締結が可能です

（R6.10以降予定）

意向確認

県から意向確認

締結「可能」 → 県から協議を依頼

締結「不可」 → 継続的に意向確認

未回答 → 継続的に意向確認